

# ○えびの市特産品ブランド認証事業実施要綱

(平成 29 年 5 月 24 日えびの市告示第 109 号)

改正 令和 3 年 7 月 30 日告示第 155 号

## (目的)

第 1 条 この告示は、えびの市内の優れた特産品等をえびのブランドとして認証する事業に取り組むことにより、情報発信、販売促進、関係事業者等との連携強化及びえびの市の魅力向上を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) えびのブランド 本市の優良産品のうち、第 5 条に規定する認証規準を満たし、他の商品と区別化されたものをいう。

### [第 5 条]

(2) 認証 認証機関が、産品について一定の基準に適合するものをえびのブランドとして認めることをいう。

(3) 加工食品 農産物、畜産物若しくは水産物を原料として種々の処理加工又は調理により製造された食品をいう。

(4) 民芸品 自らの手工技術、技法を用いて製作されたものをいう。

## (認証機関の設置)

第 3 条 本事業を円滑に実施するため、認証機関として、えびの市特産品ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、この告示に定めるもののほか、別に定める。

## (対象事業者)

第 4 条 「えびのブランド」に係る認証申請をすることができる事業者（個人を含む。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) えびの市内において、本店または事業所等を有していること。

(2) 加工食品及び民芸品（以下「対象産品」という。）の生産、加工又は製造を行い、かつ、自社商品として販売していること。

(3) 法令等に違反していないこと。

(4) えびの市のイメージを著しく損なう恐れのないこと。

(5) 経営者及び従業員が、えびの市暴力団排除条例（平成 23 年えびの市条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

[えびの市暴力団排除条例（平成 23 年えびの市条例第 15 号）第 2 条第 2 号]

## (認証基準)

第 5 条 対象産品の認証基準は、協議会が別に定める。

2 協議会は、認証基準を定めたとき、又は改正したときは公表するものとする。

(認証の申請)

第6条 対象製品の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協議会が定める日までにえびのブランド認証申請書（別記様式第1号。以下「認証申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて協議会に申請しなければならない。

- (1) えびのブランド認証申請品調書（別記様式第2号）
- (2) えびのブランド認証（更新）申請に係る誓約書（別記様式第3号）
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(認証の審査及び決定)

第7条 協議会は、前条の申請があったときは、第5条の認証基準に基づき当該申請の内容を審査し、別に定める特産品ブランド認証部会の意見を聴いて、認証又は不認証を決定するものとする。

[第5条]

2 協議会は、前項の規定により認証することを決定したときは、当該申請者に対し、えびのブランド認証書（別記様式第4号。以下「認証書」という。）を交付するとともに、当該認証した対象製品（以下「認証品」という。）、認証を受けた事業者等（以下「認証事業者」という。）の名称、その他必要な事項を公表するものとする。

3 協議会は、第1項の規定により不認証と決定したときは、えびのブランド不認証通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

(認証内容の変更等)

第8条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、えびのブランド認証申請事項変更届出書（別記様式第6号）により協議会に届け出なければならない。

- (1) 申請書類の内容に変更が生じたとき。
- (2) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止し、廃止し、又は再開の見込みがなくなったとき。
- (3) その他協議会に届出が必要と認める事項が生じたとき。

(認証の有効期間等)

第9条 認証の有効期間は、第7条第1項の規定による決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

[第7条第1項]

2 認証事業者は、前項の規定による認証期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、当該認証期間の満了する日の3箇月前までに、えびのブランド認証更新申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、協議会へ提出しなければならない。

- (1) えびのブランド認証申請品調書
- (2) えびのブランド認証（更新）申請に係る誓約書
- (3) その他協議会が必要と認める書類

3 更新に際しての審査等は、第7条の規定を準用するものとする。

[第7条]

一部改正〔令和3年告示155号〕

(認証書の再交付)

第10条 認証事業者は、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく協議会に届け出て、認証書の再交付を受けなければならない。

(認証の表示)

第11条 認証事業者は、対象産品が「えびのブランド」として認証を受けたものであること及び自ら認証事業者であることを表示することができる。

2 前項の表示は、別に定めるえびのブランド認証証票（以下「認証証票」という。）により行うことができる。

3 前項の表示は、認証品以外の産品にしてはならない。

4 協議会は、認証証票の使用状況について必要に応じて報告を求めることができる。

(認証後の調査及び改善の指示)

第12条 協議会は、必要と認めるときは、認証事業者に対して認証内容に係る報告を求め、又は生産地、生産施設、流通、販売施設等への立ち入り、若しくは会長が指定する者を立ち入らせ調査を実施し、改善の指示をすることができる。

(認証の取消し)

第13条 協議会は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(2) 第5条に規定する認証基準を満たさないことが判明したとき。

[第5条]

(3) 第11条に規定する報告又は前条に規定する立入調査を正当な理由がないにもかかわらず、これを拒否したとき。

[第11条]

(4) その他制度の運用に重要な支障を及ぼす行為又は認証品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 前項第2号を除く各号の事由により認証を取り消された者は、原則としてその取消しの日から2年を経過しなければ新たな認証の申請をすることができない。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、この告示の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて積極的にえびの市の魅力向上に努めなければならない。

2 認証事業者は、第9条に規定する認証期間中において、認証書を適正に保管しなければならない。

[第9条]

3 認証品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに協議会に報告しなければならない。

(委任)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 30 日告示第 155 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

えびのブランド認証申請書

様式第 2 号(第 6 条、第 9 条関係)

えびのブランド認証申請書調書

様式第 3 号(第 6 条、第 9 条関係)

えびのブランド認証(更新)申請に係る誓約書

様式第 4 号(第 7 条関係)

えびのブランド認証書

様式第 5 号(第 7 条関係)

えびのブランド不認証通知書

様式第 6 号(第 8 条関係)

えびのブランド認証申請事項変更届出書

様式第 7 号(第 9 条関係)

えびのブランド認証更新申請書